

答弁書第三百二十二号

内閣参甲第一四一号

昭和二十三年七月五日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出税金申告無視専制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿三年七月廿七日

參議院議員小川友三君提出税金申告無視專制に関する質問に対する答弁書

一、所得税は、昭和二十二年分から申告納税制度を採用し納税書の正当な自主的な申告納税を期待しているが、本年は実施最初の年であり且つ現下の經濟情勢等から納税者の申告は所得税法に基く正当な申告と認められないものが相当多数に上つたので、課税の適正を期するため更正決定を行つたのである。申告納税制度の趣旨の理解及び普及については、格段の努力をいたす考である。

二、所得税の申告所得額と更正決定に係る所得額との差は、目下計数取り纏め中である。